

流山市農業委員会
令和元年第5回
総会議事録

令和元年5月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和元年第5回総会議事録

- 1 期 日 令和元年5月10日(金)
- 2 場 所 流山市役所305会議室
- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 2番 金子 孝博
3番 中嶋 清
- 5 出席委員・推進委員(委員12名/推進委員3名)
- | | |
|------------|------------|
| 1番 鈴木 亨 | 2番 金子 孝博 |
| 3番 中嶋 清 | 4番 小菅 康男 |
| 5番 染谷 一嘉 | 6番 石井 保 |
| 7番 吉田 達弘 | 8番 岡田 長政 |
| 9番 山崎 日出男 | 10番 小嶋 悦子 |
| 11番 小倉 節子 | 12番 水代 啓司 |
| 推進委員 秋元 正 | 推進委員 小林 常男 |
| 推進委員 増田 正美 | |

- 6 欠席委員・推進委員(委員0名/推進委員0名)

- 7 書記名 副主査 齊藤 恒夫
- 8 事務局 事務局長 恩田 一成
事務局次長 秋元 学
事務局次長補佐 真通 俊人
事務局係長 鈴木 正寿

9 会議目次

- (1) 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用) 1
- (2) 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)農地法第5条
の規定による許可申請について(一時転用) 5
- (3) 議案第25号 農用地利用集積計画の決定について 7
- (4) 議案第26号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 8
- (5) 議案第27号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について 9
- (6) 議案第28号 農地取得下限面積の修正の必要性について 11
- (7) 報告第11号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について 13
- (8) 報告第12号 合意解約の通知について 13
- (9) 報告第13号 転用許可に伴う工事完了の報告について 14
- (10) 報告第14号 専決処理の報告について 15

▲開会 午後4時00分

○水代議長 それでは、ただ今から令和元年第5回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることをご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代議長 異議なしと認めます。

2番 金子委員、3番 中嶋委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

秋元次長。

◎秋元次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」から議案第28号「農地取得下限面積の修正の必要性について」までの6議案についてご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第11号「生産緑地買い取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第14号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は以上です。

よろしく申し上げます。

○水代議長 ただいまの説明について、何かご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 なしと認めます。

これより議事に入ります。

○水代議長 議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第23号

農地法第4条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和元年5月10日提出

議案書の1ページをお開きください。

申請者は、流山市大字西深井の方です。

議案案内図は、1ページと2ページ、別添写真は1ページの1です。

併せて、ご参照をお願いいたします。

転用目的については、貸駐車場用地とするものです。

申請地は、流山市西深井の現況畑1筆 転用面積 2,998.71平方メートルです。

次に、申請理由ですが、第3物流施設において完成した倉庫内に入るヤマト運輸が物流施設内の駐車場では、従業員用の駐車場が不足してしまうため、この事業者からの要望により、駐車場を整備したいことから今回申請がされたものです。

事業計画については、申請地は碎石で整地する計画です。

収容台数は126台分の駐車場を整備する計画です。

被害防除対策としては、雨水については敷地内への自然浸透処理とする計画です。

次に、申請地の農地区分についてですが、東武線運河駅の南西約1.1キロメートルに位置する農地で、規模が10ヘクタール未満の農地であることから第2種農地と判断しました。

次に、資金計画についてですが、整地費等が約850万円で、これに伴う資金については全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

他法令の関係については、該当はありません。今月の農地法第4条(恒久転用)は、以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案についても、現地調査と申請者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線運河駅の南西約1.1キロメートルに位置し、周囲は畑と住宅等が混在している地域です。そのため、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は貸駐車場を整備しようとするものでございます。

申請者は、流山市西深井にお住まいの方で、年齢は86歳です。

申請理由については、近隣に建設された物流施設に入る運送事業者から、従業員用駐車場として貸してほしいという要望があったことから申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。

全体を砕石敷きにし、西側道路に接した部分は退避スペース的にアスファルト舗装を施し、126台分の駐車場を整備する計画です。土砂等の流出対策については、隣地側をコンクリート板柵で囲い、流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は自然浸透とし、汚水及び雑排水は使用しないとのことでした。

申請地の現況につきましては写真のとおりで、申請地周辺につきましては北側、東側、道路を挟んだ西側は農地、南側は道路を挟んで住宅となっています。

次に、資金計画ですが、整備費が約850万円で、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

また、他法令については、該当はありません。

なお、利用に際して、問題等が生じないように借主側に徹底させるとともに、近隣住民とトラブルが生じないよう十分対話を図ることをお願いいたしました。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第4条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆2番(金子委員) 当該計画地は私の自宅近くなので、周辺道路の現状はよく知っています。駐車場の前(西側)だけは幅員6メートルの道路にして、それ以外は既存の幅員3.5メートルから4.0メートルです。車両のすれ違い等の交通安全面について、事業者はどのように認識されているのですか。

また、事業者は、近隣住民の方にどのような事業説明を行ったのかについて、お聞きします。

◎事務局(鈴木係長) 事業者からの説明によりますと、通路に面して居住の方には、駐車場の計画内容である旨の説明をしたと報告がありました。

今回、小委員会の中では口頭で説明を頂いたのですが、この近隣の方への説明経緯と説明結果を文書で提出してもらおうよう依頼しました。

当該案件が、許可相当となった場合には、その書面を受理し、近隣者への説明の根拠書類として添付して保存したいと考えています。

また、委員長報告にもありましたように、今後も、近隣住民とトラブルの無いように借主側の対応を徹底させるとのことです。

車両のすれ違いについては、擁壁のある個所(南側)は、既存の4メートル幅員のままですが、開発行為ではなく必須ではないのですが、駐車場前面(西側)をセットバック

クにより道路幅員6メートルにし、待避場所的な利用ができるように配慮をしたということです。

◆2番(金子委員) 物流施設は24時間営業なので、関係車両がひっきりなしにこの道路を通ります。万が一の時(事故が発生した時)は、誰が責任をとるのでしょうか。

この道路は、通学路でもあり生活道路でもあるので、許可が下りる前にきちんと近隣住民に対して業者から説明するなど交通安全対策に留意して、駐車場を作っていたいただきたいと思います。

◎岡田委員長 申請者側の駐車場管理会社も小委員会の席上で、何かあったら窓口になって、対応していく旨の発言がありました。

○水代議長 意見等をまとめますと、次の2点。

①当該地に建設する駐車場への既存道路が狭いので、〇〇さんの所から入っていく道路について土地を購入または借用するなどして、既存道路に対する一部拡幅をすること。

また、拡幅した場合、そちらから出入りするよう車両の進入制限も設けてもらえるか提案することが1点。

②駐車場周囲だけではなく、駐車場に至る既存道路でも車両のすれ違いができなくなることも懸念されるので、関係者・関係車両の通行をご遠慮願うのが1点。

このように提案をしていきましようか。

◎事務局(鈴木係長) 駐車場への進入道路の制限については、近隣住民から、逆に1つの道路に集中しないように分散化の希望が出ることも予想されます。

委員長報告で「近隣住民とトラブルが生じないように十分対話を図ること。」とありますので、業者としては、何かあれば近隣住民と対話をしてトラブル解消に努め対応していきたいということでした。

今後近隣住民から、道路侵入時の制限についてなど何らかの要望が出てくるようであれば、業者に対応を依頼するということがよろしいでしょうか。

また、道路用地拡幅については、土地の購入や借用ということも生じます。お願いというかたちでよろしいでしょうか。

◆2番(金子委員) このような規模の駐車場を作るのであれば、申請者が所有する土地を提供するなどして、専用道路を計画するくらいの覚悟があってもいいのではないかと思います。

車両の通行台数も従前よりも増えると予想されるので、より安全対策に重点を置いた計画としていただきたいと思います。

○水代議長 下(西側)から上がってくる道路を新たに作ってもらうことを要望し、駐車場計画の再検討を求め、継続審査としたいと思いますがいかがですか。

これより採決を行います。

議案第23号について、継続とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第23号については、継続審査といたします。

○水代議長 次に、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の2ページをご覧ください。

議案第24号

農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和元年5月10日提出

権利者は、東京都北区上中里の法人です。

議案案内図は、3ページと4ページ、別添写真は1ページの2です。併せてご参照願います。

移転の原因は賃貸借で、転用目的については資材置場・駐車場用地です。

権利者は、昭和33年に設立された法人で土木建築工事等の事業を展開している法人です。

申請理由については、JR常磐線の新松戸駅から南柏駅間において、高盛土区間の耐震補強工事を行うにあたり、その資材置場及び駐車場用地として使用したいことから申請がなされたものです。

この一時転用の期間については、農地転用許可後から令和4年3月31日までの予定です。

申請地につきましては、流山市前ヶ崎の畑1筆 転用面積925平方メートルです。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、常磐線南柏駅の北西約1.7キロメートルに位置し、規模が10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断しました。

次に、利用計画についてですが、畑に土木シートを敷き、その上に砕石を敷き、12台分の駐車場及び資材置場用地とするものです。

資金計画については、土地賃借料は月額8万円、整地費・建設費等は約800万円、これを全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

また、申請地は富士川土地改良区内であることから、平成31年4月24日付けの意見書が添付されております。

なお、他法令については該当はありません。

今月の農地法第5条(一時転用)は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」を報告いたします。

今月の案件は、一時転用によるものが1件であります。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、常磐線南柏駅の北西約1.7キロメートルに位置し、周囲は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

移転の原因は賃貸借でございまして、転用目的は駐車場・資材置場を整備しようとするものであり、転用期間は令和4年3月31日までの予定です。

権利者は、東京都北区にある株式会社で、昭和33年に設立されています。事業内容は、土木・建設業で、主に鉄道関係の工事を請け負っているということです。

申請理由については、鉄道の高盛土区間の耐震補強工事の資材置場・駐車場として利用するため、申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について説明いたします。畑に土木シートを敷き、そのうえに砕石、鉄板を敷き、12台分の駐車場及び資材置場用地とする計画です。

土砂等の流出対策については、土留めを置き、流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は自然浸透とし、汚水及び雑排水は汲み取りとのことでした。

申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、東側は住宅が建っており、その他は畑となっています。

次に、資金計画ですが、賃料は月8万円で、整備費が約800万円。全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

また、土地改良区域内であることから、土地改良区の意見書が添付されています。

なお、他法令につきましては、該当はありません。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、一時転用の妥当性や「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第24号については、許可することに決定いたしました。
ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第25号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の3ページをお開きください。

議案第25号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和元年5月10日提出

今月の利用集積は、新規が1件です。

議案の1番の権利者は、流山市古間木の方です。

借り受ける農地につきましては、芝崎の畑3筆 合計面積790平方メートルです。
議案案内図は5ページ、別添写真は1ページの3です。併せてご参照願います。

利用権設定期間につきましては新規により6年間で、移転の原因は賃貸借です。

権利者の営農状況ですが、権利者の年齢は、71歳で職業は農業です。農業従事者は3名で耕作面積は約1ヘクタールです。

現地の状況は、耕起済みでした。

今月の農用地利用集積は、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第25号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。

今月の案件は、新規が1件であります。

本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は71歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は280日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおりで、耕起済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案については、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第25号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第26号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の5ページをご覧ください。

議案第26号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法施行令第40条の7及び租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

令和元年5月10日提出

今回、相続人から引き続き農業経営を行い、相続税の納税猶予を受けるため証明願の提出があったものです。

申請者は、流山市大字西平井の方で被相続人の妻に当たります。

申請地は、西平井の現況畑12筆 合計面積2,211平方メートルで、区画整理区域内にある1画地、仮換地面積1,536平方メートルで、現在、生産緑地地区の指定を受けている農地です。

議案案内図は6ページ、別添写真は1ページの4になります。

併せてご参照願います。

次に、被相続人については、昨年9月に88歳で亡くなられた方です。相続人については、年齢は83歳です。

次に、相続人の世帯の農業従事者は3名です。

現地の状況につきましては、耕起、作付け済の状況でありました。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願います。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第26号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご報告いたします。

今月の案件は1件です。本案につきましても、現地調査と申請者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして前方の地図でご説明いたします。申請地は、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の南西約800メートルに位置している土地で

ございます。

被相続人は、昭和5年生まれで、平成30年9月に88歳で亡くなられた方でございます。相続人は、被相続人の妻で昭和10年生まれの83歳の方でございます。

本案は、引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるために、証明願があったものです。

農業従事者につきましては、申請者とその家族で合計3名であります。

申請地は、じゃがいも等が作付されておりました。

なお、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し、耕作を続けなければならないことを説明したところ、申請者からは了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続していくことが確認できたため、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第26号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第26号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第27号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の6ページをご覧ください。

議案第27号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

令和元年5月10日提出

本案の議案案内図については、7ページと8ページ、別添写真は1ページの5と6になります。併せてご参照願います。

はじめに、本案につきましては、死亡を原因に農業を継続することが困難となったことから、生産緑地の買取り申出の際に必要な書類である「生産緑地に係る農業の

主たる従事者証明」の申請があったものです。

次に、申請者は流山市中の方で買取り申出事由の生じた方は祖父です。

亡くなる以前は、350日ほど農作業に従事していたとのことでした。

申請地につきましては、流山市中の畑5筆 合計面積5,602平方メートルで、現在、土地区画整理事業中で、使用収益が停止されている土地とこれから区画整理事業着手予定の土地であり、仮換地後の面積は3,398平方メートルです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第27号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」ご報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線 流山セントラルパーク駅の南西約500メートルに位置している土地と、同じくつくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の南約800メートルに位置している土地でございます。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の祖父です。従事日数は、生前は年間350日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が昨年10月に亡くなり、農業経営の中心となる者が不在となったことにより、農業経営が不可能となったため相続人である申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり土地区画整理事業中であり、使用収益が停止および休耕の状態でした。

また、生産緑地から解除された場合の利用計画についてお聞きしましたところ、現時点では使用収益がされていない土地であり、未定とのことでした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が亡くなる前は、農業経営の中心として従事しており、その方が死亡したことにより、農業経営が不可能になったと客観的に認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第27号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第27号については、証明することに決定いたしました。
ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第28号「農地取得下限面積の修正の必要性について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の7頁をご覧ください。

議案第28号

農地取得下限面積の修正の必要性について

農地法第3条第2項第5号に係る別段面積については、次の理由により修正を行わないものとする。

令和元年5月10日提出

1 農地法施行規則第17条第1項関係

2015農林業センサス確定値では、市内において30アール未満の農地を耕作の事業に供している農家数が、その総数のおおむね40%を下回っていない。

2 農地法施行規則第17条第2項関係

農地の利用集積や担い手の育成が進みつつある。

また、遊休農地面積が農地面積の約0.9%と低い現状である。

本案につきましては、現在、流山市の農地取得下限面積は30アールと設定しております。

農林水産省からの通知「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき、農地法第3条申請の際の許可基準の一つとなっております下限面積の設定について、修正の必要があるかないかの検討を毎年行うこととされております。

このため、本案につきまして、本日の総会前に「総合農政検討委員会」においてご検討いただきましたので、ご提案するものであります。

次に、この下限面積の検討に当たりましては、農地法施行規則第17条第1項と第2項の2つの関係をもって検討することとされております。

1つ目の農地法施行規則第17条第1項の関係につきましては、農業委員会が定める別段の面積は、耕作面積別の農家数が農家全体の総数のおおむね100分の40を下回らないように算定することとされております。

このことから、ここでは本市の耕作面積別の農家数を比較し、全体の40%のラインを見て、下限面積を検討していただきました。

次に、2つ目の農地法施行規則第17条第2項の要件ですが、新規就農を促進する観点から、遊休農地が相当程度存在し、下限面積未満の農家が増加することによって、農地の利用の確保に支障がない場合は、適当な面積を定めることができる、とされております。

また、国の処理基準の中では、高齢化などにより農地の遊休化が深刻な状況にあ

り、下限面積を弾力化して新規就農等を促進しなければ、農地の保全及び有効利用が図られない場合は、この規定を適用することができるかと定められておりますことから、ここでは遊休農地の割合などを勘案し、検討をしていただきました。

平成30年度の利用状況調査において、調査対象面積約384ヘクタールに対して、遊休農地の面積が3.4ヘクタールであり、全体の約0.9%と低い状態でありました。

本日も承認をいただけましたら、市のホームページ等で周知を図って参りたいと考えております。

説明につきましては以上です。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第28号「農地取得下限面積の修正の必要性について」の審議結果についてご報告いたします。

本案について審議すべき案件については、先ほど事務局の説明があったとおりであります。

そこで、農地法施行規則第17条第1項及び第2項に基づき、審議いたしました。

はじめに、第17条第1項に関する事項については、2015年世界農林業センサスで、経営面積が本市の下限面積である30アール未満の農家数が310戸であり、総農家数574戸の54パーセントであることから、基準である40パーセントを下回らない状況でありました。

次に、第17条第2項では、平成30年度の利用状況調査において、遊休農地の面積が3.4ヘクタールで、市内全体の耕地面積384ヘクタールに対し、約0.9パーセントと低い状態でありました。

よって、農地法第3条第2項第5号に係る下限面積については、現在の30アールのままで各要件を満たしていることから修正を行わないことに決定いたしました。

以上で、総合農政検討委員会における審議の結果についてご報告を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

今までどおりですね。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第28号については、原案のとおり決定することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、報告第11号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の8ページをお開きください。

報告第11号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

令和元年5月10日報告

斡旋依頼がありました土地は、流山市後平井の畑5筆 合計面積5,575平方メートルで、本年2月に開催されました農業委員会総会の議案第9号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」でご承認をいただきました方の農地であります。

議案案内図につきましては、9ページになりますのでご参照いただきたいと思います。

次に、買取り希望価格につきましては、記載のとおりであり、今後、買取り申出から3か月後の令和元年5月27日までに買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることとなります。

今月の生産緑地の買取り申出についての報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので次に進みます。

○水代議長 次に、報告第12号「合意解約の通知について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の9ページをご覧ください。

報告第12号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

令和元年5月10日報告

合意解約が行われました農地につきましては、流山市西深井にあります畑1筆 面積4,000平方メートルで、合意解約通知書の受付日は、平成31年4月23日です。

また、当該農地については、議案書の1ページの議案第23号の1番にありますとおり、農地法第4条の規定により転用されるため解約されたものです。この報告の議

案案内図については、10ページにありますので、ご参照ください。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので次に進みます。

○水代議長 次に、報告第13号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第13号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので報告する。

令和元年5月10日報告

報告の1番につきましては、昨年5月の総会で審議され、5月17日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の11ページと12ページにございます。

また、本件につきましては、先月4日に小倉委員、山崎委員、鈴木委員、金子委員、小菅委員にご確認をいただきました。

続きまして、報告の2番につきましては、昨年5月の総会で審議され5月26日付けで許可となった案件です。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の13ページと14ページにございます。

また、本件につきましては、先月4日に山崎委員、鈴木委員にご確認をいただきました。

続きまして、報告の3番につきましては、昨年5月の総会で審議され5月26日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の15ページと16ページにございます。

また、本件につきましては、先月4日に山崎委員、鈴木委員にご確認をいただきました。

最後に、現地確認した際の写真につきまして、スライドにしておりますので併せてご参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は以上です。

よろしく申し上げます。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので次に進みます。

○水代議長 次に、報告第14号「専決処理の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の11ページをご覧ください。

報告第14号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので同条第2項の規定により報告する。

令和元年5月10日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告いたします。今月の農地法第4条の届出の報告は、3件 3筆 面積1,331平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の12ページをお開きください。

2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、50件 171筆 面積86,212.36平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地3件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が39件、マンションの区分所有が8件、工鉱業用地が1件、その他の建物施設用地が2件の計50件の届出がありました。

今月の専決処理の報告は以上です。よろしく申し上げます。

○水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので次に進みます。

○水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもって、令和元年第5回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時54分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和元年5月10日

流山市農業委員会長 水代啓司

流山市農業委員会委員 金子孝博

流山市農業委員会委員 中嶋 尚